

令和3年5月定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

令和3年5月24日（月）

午後1時30分～午後3時30分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和3年5月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和3年5月24日（月） 午後1時30分～午後3時30分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆  
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二  
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔  
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 9番 岡野 耕藏 委員 10番 宮崎 幸二 委員

第2 報告第3号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第14号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について  
（班島地区）

第4 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく  
令和3年度第1回農用地利用集積計画（案）について

第5 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく  
令和3年度第1回農用地利用配分計画(案)について

第6 議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく  
令和3年度第2回農用地利用配分計画(案)について

第7 議案第18号 農地法第5条第1項に基づく農地転用許可申請について

第8 その他

- ・ 次回農地・非農地判断（大島地区・納島地区）について
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第16号 松山会長・入口委員・迎委員・川村推進委員

## 8. 会議の概要

- 北村局長：           みなさん、こんにちは。  
                          定刻となりましたので、ただいまより、令和3年5月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。  
                          本日は全員出席ですので、総会は成立しております。  
                          それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長：           みなさん、こんにちは。  
                          現場確認お疲れさまでした。今日はまた、梅雨の中休みと言いますか、天気も良くなってきましたが、こういう時期に総会にお集まりいただき、大変ありがとうございます。それでは早速ですが、始めたいと思います。  
                          日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。  
                          私に一任できますでしょうか。
- 全員：               はい。
- 松山会長：           ありがとうございます。  
                          それでは、9番 岡野 耕藏 委員、10番 宮崎 幸二 委員 をお願いします。  
                          続きまして、日程第2 報告第3号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 北村局長：           それでは報告第3号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。  
                          今回の合意解約の件数は22件で、田圃が3筆、畑が16筆の計19筆、合計面積27,417㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。  
                          解約の理由ですが、1番から15番の農地につきましては、貸出人と借受人の間で、農地法第3条または基盤強化法により貸借契約していたものを、農地中間管理事業の方へ乗り換えるということで、今回、合意解約となっており、この後の議案で農用地利用集積および配分計画が上がってきます。  
                          16番から21番の3筆の農地につきましては、中間管理分で●●●●が管理しておりますが、賃借料等の契約内容の見直しのため一旦解約し、この後の議案の農用地利用集積および配分計画で再設定が上がってきます。  
                          最後の22番の農地につきましても、中間管理分ですが、この後の議案17号で担い手農家に集約化を目的として再配分するための合意解約となっております。  
                          以上で、報告第3号について説明を終わります。
- 松山会長：           ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

(特になし)

この報告第3号については、後程の議案であがってきますので、以上で報告に代えさせていただきます。

続きまして、日程第3 議案第14号「利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第14号の説明をします。利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

先月の総会で事前に地図確認していただき、先ほど現場確認をしていただいた、斑島郷一円の25筆、総面積16,397㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見ていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認：斑島～大泊り)

問題の宮崎ですが、ここから上がってこの部分を見たと思いますが、手前側の15番は牧草を作っていました。もうひとつありますが、ここは荒れていたと思います。ですので、15番の○○○番○は非農地ではなく農地と判断したいと思います。16番の▽▽▽番▽は非農地の判断です。

(小字ごとに電子黒板で確認：清水～前田)

以上です。最後にもう一度確認しておきますが、15番の字宮崎○○○番○の畑だけは非農地とは判断できない状況でしたので、15番だけは農地の判定をお願いしたいと思います。

以上で議案第14号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、地元の北野委員さんいかがでしょうか。

北野委員： 特にありません。

松山会長： 皆さんから何かございませんか。

(特になし)

現場確認で見られた通り、狭地も多く、また山林原野化したところがほとんどでした。本件については、許可することによろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することにいたします。

続きまして、日程第4 議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和3年度第1回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第15号の説明をします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和3年度第1回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利の集積期間10年以上で畑が5筆8,982㎡、使用貸借による権利の集積期間10年以上で、田圃が18筆15,726㎡、畑が31筆44,121㎡となり、今回の集積計画の合計は、49筆68,829㎡となります。

次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案16号で出てきます配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。また、一番下から3筆分は報告第3号で出てきました●●●●管理の再設定分になります。

貸付期間については、令和3年7月10日から令和13年7月9日までの10年間となっています。

以上で議案第15号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、報告第3号でも説明があったように、中間管理への借り換えのための集積計画案です。皆さんから何かご意見等ございませんか。

大田委員： 貸し手の人が高齢化していきっており、▲▲さんも貸し手として出てきていますが、貸し手の夫婦とも亡くなった場合、その後はどうなるのでしょうか。

北村局長： 亡くなった場合は、相続権利者から過半数の同意を取って、その中の代表者と契約変更を行うこととなります。

大田委員： 今からこういう事案が出てくるんでしょうね。

北村局長： ぼちぼち出てきています。

▲▲さんも、▼▼さんから■■さんに契約変更していたのですが、■■さんが亡くなったので島外に住んでいる子供さんに連絡をとっているところです。

松山会長： 血縁関係者を探すことが出来れば、中間管理機構を通して契約はできます。

大田委員： 息子さんは定年後に帰って来るようです。

松山会長： 他に無いでしょうか。  
無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。本件は、次の議案第16号であがってきます。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することにいたします。  
続きまして、日程第5 議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和3年度第1回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第16号につきましては、松山会長・入口委員・迎委員・川村推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

〈松山会長・入口委員・迎委員・川村推進委員 退席〉

会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の松本委員にお願いしたいと思います。

〈松本会長職務代理者は会長席へ 移動〉

それでは議案第16号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和3年度第1回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

配分計画案の詳細は、別添の様式第5-2号のとおりで、先程の議案第15号の集積計画の内容とすべて合致し、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しています。

筆数総計49筆68,829㎡となります。配分計画の始期もすべて令和3年7月10日からで、終期が令和13年7月9日までの10年間の契約期間となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第16号についての説明を終わります。

松本代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

先程の議案第15号と関連があるとのことですので、許可するということよろしいでしょうか。

全員： はい。

松本代理： 許可することといたします。

<退席委員 入室>

ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

<松本代理は自席へ移動、松山会長と交代>

松山会長： 続きまして、日程第6 議案第17号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和3年度第2回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第17号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和3年度第2回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今回の第2回配分計画は、再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。別添の様式第5-2号をご覧くださいと、今回の配分計画は1筆1,301㎡となっており、報告第3号にありました合意解約により、別の担い手農家に集約化を目的として再配分することになります。

配分計画の始期は令和3年7月10日からですが、再配分ですので終期は当初の集積計画の終期となり、令和7年10月12日までの4年間となっております。詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第17号についての説明を終わります。

松山会長： 本件は再配分ということですが、皆さんから何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは許可することといたします。  
続きまして、日程第7 議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第18号の説明をします。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在は、前方郷字坂△△△番の畑1筆、面積△△△㎡で、譲渡人は、前方後目の★★★★さん★★歳、譲受人は有限会社●▲●▲で、▲▼行政書士からの代理申請です。転用の理由は、譲受人が経営する自動車整備工場の事務所・居宅を建築し、残地部分を廃車予定車両および修理車両置場の用地として利用したいとのことで、今回の申請があったものです。

(テキスト②P22～27に基づき農地転用の許可要件について説明)

昨年の11月と12月の総会で、農振除外について審議していただいておりますが、令和3年3月23日付で手続きが完了しているようです。農振除外後は第1種農地と判断され、転用は原則不許可なのですが、農地法施行令第4条に『農地の転用の不許可の例外』要件がありまして、第1項第2号のイに「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」と示されており、施行規則の第33条で『地域の農業施設に資する施設』についての詳細があり、第1項第4号に「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と示されています。この法令を適用すれば許可できるものと事務局では考えています。

農振の時にも一度説明しているのですが、この図をご覧ください。

(電子黒板を用いて転用計画を説明)

ここが予定地ですが、この予定地の周辺に集落があります。この周辺に住む人たちの日常生活上・業務上、今の時代は自動車は欠かせません。自動車整備工場は日常生活上必要ということで、集落に接続したこの農地は、集落接続要件で例外的に許可が下せるのではないかと事務局は考えております。

以上のことを踏まえまして、農地転用の許可にかかる、立地基準および一般基準につきましては要件を満たしていると判断され、事務局としては許可相当かと思われま。なお、この後、農業委員会の意見を付し、県へ進達することになります。



これが農振除外の時の図面です。去年の11月の一番はじめの時は、ここは洗車場として使う計画となっていて、洗車時の排水が地下に浸透してこの排水路に流れたり、この農地の下の農地に浸透したりすると困るということで意見し、その1ヶ月後に変更案が来て、ただの駐車場ということで計画変更があがっていたのですが、今回はまた一部変更があり、居住部分が当該農地まで盛土して建物がずれこんでいます。その分、駐車場も小さくなっているのですが、おそらく、もともとは洗車場として利用計画していたので、その分のスペースを確保するために事務所と住居がずれたのではないかと考えています。また被害防除計画については、きっちり排水管を県道側に流すようにしておりますので、生活排水がこちら側に流れることはないかと思えます。このスロープ部と住居部については盛土するように計画変更となっております。

以上で議案第18号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

農振農用地の場合は農業用以外には転用できませんが、農振の除外はすでに完了しており、この件については、今言いましたように洗車場として利用しないということで申請されておりますので、問題ないとは思いますが、何かあった場合は、一度許可したら許可取り消しは出来ないでしょうが、条件付きの許可ということでいかがでしょうか。

松本代理： 排水路に洗車の水や生活用水を流さないという条件を付けて許可するというのですか。

北村局長： 農振除外の時も、注意事項に、被害防除計画に則って周辺農地に迷惑をかけないようにやること、と一文つけて許可しています。

松本代理： 除外の時はそうだけど、正式な転用許可のときもそういう条件を付けるということですか。

北村局長： 県知事が許可を出すので、農業委員会が条件を付けることは出来ないのですが、農業委員会の意見としてその文言を付け加えて県に上げます。

松山会長： 農業委員会が許可を下すわけではないですが、いま言うようにあそこで洗車をされると油などが排水路に流れますし、下流の田圃に被害が及びますので、農業委員会からの意見として、そこは強力に申し上げておきます。

何かほかに無いでしょうか。

(特になし)

それでは、この農地転用許可申請については許可するという事でよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することといたします。  
続きまして日程第8 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： その他の件についてですが、次回の非農地判断については大島と納島を予定したいと申し上げておりましたが、やはり梅雨時期の6月は厳しいのではないかと事務局では考えております。

7月の総会の時には、農地利用状況調査の説明をして皆さんに資料をお渡しする計画にしておりますので、7月に入って総会前に大島と納島の確認に行きたいと思っておりますが、1ヶ月延ばすことでいかがでしょうか。7月は都合の悪い方はおりませんよね。7月に延ばすとなった場合、今回、大島と納島の字図を見ても忘れてしまうのではないかと思いますので、来月でもよろしいでしょうか。準備は出来ていますが。

松山会長： 直前が良いのではないですか。

北村局長： それでは来月の総会の時に、いつものように画面でだいたい場所をつかんで頂きたいと思います。今回、大島と納島の非農地判断リストをお配りしておりましたが、来月に忘れないようにお持ちください。よろしく願いいたします。  
それでは以上ですので、次回の総会の日程をお願いいたします。

松山会長： 次回の総会の日程ですが、事務局は希望ありますか。

北村局長： 中間管理の案件も無いので、25日あたりでいかがですか。

松本推進委員： 25日は私はおりません。

伊藤委員： コロナ2回目の接種もこの時期じゃなかったですか。26、27日の予定となっているようです。

松山会長： それでは28日でいかがですか。

松本代理： 28日は、農協の総代会があるそうです。

松山会長： それでは29日午後1時30分からとします。  
本日の議案は以上ですが、皆さんからご質問等ございませんか。

松本代理： 確認ですが、来月の農業委員会にはこの資料を持ってこないといけないですか。

北村局長： はい、お願いします。  
念押しですが、大島と納島の非農地判断リストは、来月の総会の時に忘れないよう  
にお持ちください。よろしく願いいたします。

松山会長： 他に無いようでしたら、本日の会議はこれで終わりたいと思います。  
ありがとうございました。